

高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市が発注する建設工事及び物品の買入れ等（以下「建設工事等」という。）の契約から暴力団等を排除するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに当該建設工事に係る設計、調査及び測量の委託等をいう。
- (2) 物品の買入れ等 物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為（建設工事を除く。）をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団又は暴力団関係者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。
- (7) 不当要求行為 不当又は違法な要求、工事妨害その他建設工事等の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。
- (8) 不当要求行為対策責任者 不当要求行為に関し、受注者からの報告聴取、警察署との協議及び受注者に対する支援・情報提供等を行う責任職員（当該発注工事等を所管する課の長をいう。）をいう。

(指名停止による排除)

第3条 市長は、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第15条の規定により資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づき、速やかに指名停止をするものとする。

2 高松市指名停止等措置要綱第12条の規定により、指名停止中の有資格業者が高松市が発注する建設工事等（以下「市発注建設工事等」という。）の全部若しくは一部の

下請負人若しくは受託者となり、又は市発注建設工事等の連帯保証人となることを承諾してはならない。

(契約の解除)

第4条 契約事務担当員（契約規則第2条第3号に規定する契約事務担当員をいう。）は、市発注建設工事等の契約の相手方（以下「受注者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる場合（契約の相手方が共同企業体である場合は、その構成員が同表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる場合を含む。）に、当該契約を解除することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(不当要求行為に係る報告・届出等)

第5条 受注者は、建設工事等の履行に当たり、暴力団等から不当要求行為を受けたときは、市に報告するとともに、警察署に届け出なければならない。この場合における報告書及び届出書は、別記様式によるものとする。暴力団等以外の者から不当要求行為を受けたときも、同様とする。

2 前項の場合における報告書及び届出書は、別記様式によるものとする。

3 市長は、第1項及び次条に規定する事項を、建設工事等に係る契約書、特記仕様書等に記載するものとする。

4 市長は、受注者が第1項の報告又は届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、高松市指名停止等措置要綱の規定を適用し、必要な措置を講ずるものとする。

(不当要求行為排除の基本的手順)

第6条 受注者は、建設工事等の履行に当たり、暴力団等（前条第1項後段の者を含む。以下この条において同じ。）から不当要求行為を受けた場合等については、同項の規定による報告及び届出を行うほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 暴力団等からの不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに別記様式による報告書・届出書により、市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(2) 下請業者から、不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた旨の報告を受けた場合は、前条第1項及び前号に準じた措置をとること。

(不当要求行為対策責任者等の責務)

第7条 不当要求行為対策責任者及び財政局契約監理課長は、次の責務を負うものとする。

(1) 不当要求行為対策責任者は、受注者、警察署等と緊密な連携を図り、建設工事等への暴力団等の不当な介入の排除及び未然防止に努めること。

(2) 不当要求行為対策責任者は、建設工事等の適切な進行管理を図るとともに、受注者に対する支援・情報提供等に努めること。

(3) 不当要求行為対策責任者は、不当要求行為の処理について、当該建設工事等を所管する局の長及び財政局契約監理課長に報告すること。

(4) 不当要求行為対策責任者及び財政局契約監理課長は、県警本部と連携し、不当要求行為に対する対応策を検討し、受注者の支援・指導をすること。

(関係機関との連携)

第8条 市長は、この要綱の運用に当たっては、香川県警察本部との密接な連携のもとに行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に新たに契約する発注工事等について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年2月22日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平30年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

- (1) 代表一般役員等（受注者又は有資格業者の代表役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者又は有資格業者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下この号において同じ。））、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時建設工事又は物品の買入れ等に係る請負契約、委託契約、売買契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。
- (2) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (3) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- (4) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 契約等に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- (6) 第1号から第4号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

年 月 日

（宛先）

住 所

受注者（業者）名

㊞

担当者・電話番号

不当要求行為報告・届出書

1 対象工事等

工事等の名称	
工事等の場所	
履行期間	
市発注機関	

2 不当要求行為の相手方等

氏名・人数	
住 所	
所属団体等	
応対場所	
応対日時	
応対方法	
応 対 者	

3 不当要求行為の内容

不当要求行為の内容・手段等	
一時的対応の内容	